

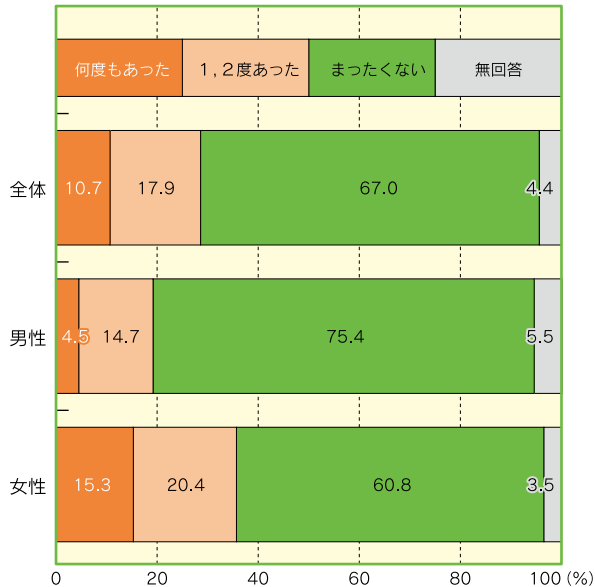
# 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

暴力は、人々が安心、安全に暮らす権利を侵害するものです。

配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見等があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での喫緊な課題です。

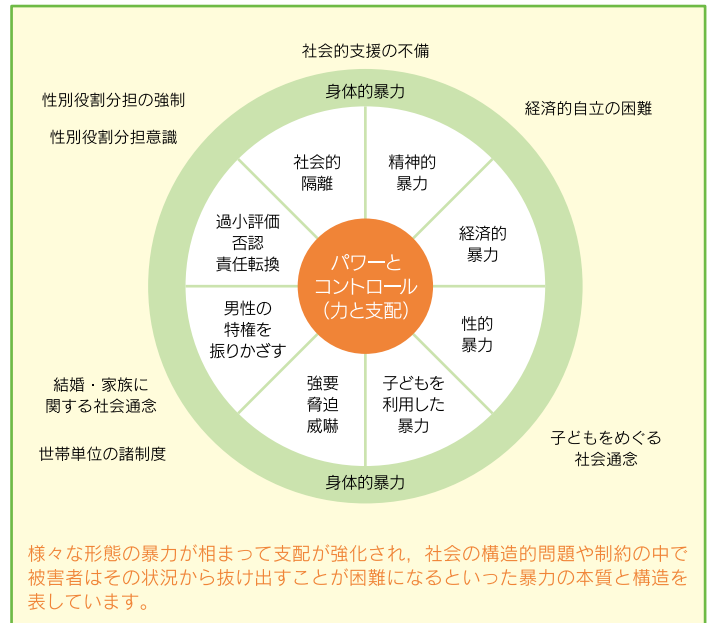
このため、暴力を許さない意識の醸成を図る広報・啓発活動や相談体制の充実、関係機関・団体との連携による総合的で切れ目のない被害者支援を行います。

## ●配偶者等からの暴力被害の経験



資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」

## ●配偶者等からの暴力の力と支配の構図



資料：「支援者のための DV 被害者相談対応マニュアル」

施策の方向と主な内容

### 1. 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

- 暴力を許さない意識と人権・男女平等意識を醸成する教育・啓発に取り組みます。
- 若年層における暴力の未然防止を図るため、学校等における意識啓発に取り組みます。

### 2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

- 相談体制の充実を図り、被害者の安全確保、心身の回復、生活の自立のための総合的で切れ目のない支援を行います。

### 3. 性犯罪への対策の推進

- 性犯罪に適切に対処するとともに、被害者の心情に十分配慮した支援を行います。

### 4. 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- 子どもに対する性的な暴力の防止と被害を受けた子どもの支援に取り組みます。
- 児童ポルノや児童買春事犯の取締りを推進し、その根絶に努めます。

### 5. 売買春・人身取引対策の推進

- 被害者の社会復帰等の支援や売買春の斡旋行為等の取締りを推進します。
- 性的商品化を助長するような社会環境の改善に取り組みます。

### 6. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- 雇用や教育など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止や被害者支援に取り組みます。

数 値 目 標 項 目	現 状	目 標 値
「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	75.3%(H23)	100%(H29)
「配偶者暴力防止計画」(DV防止計画)の策定市町村の割合	16.3%(H23)	100%(H29)
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村の数	1町(H23)	5市町(H29)

# 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

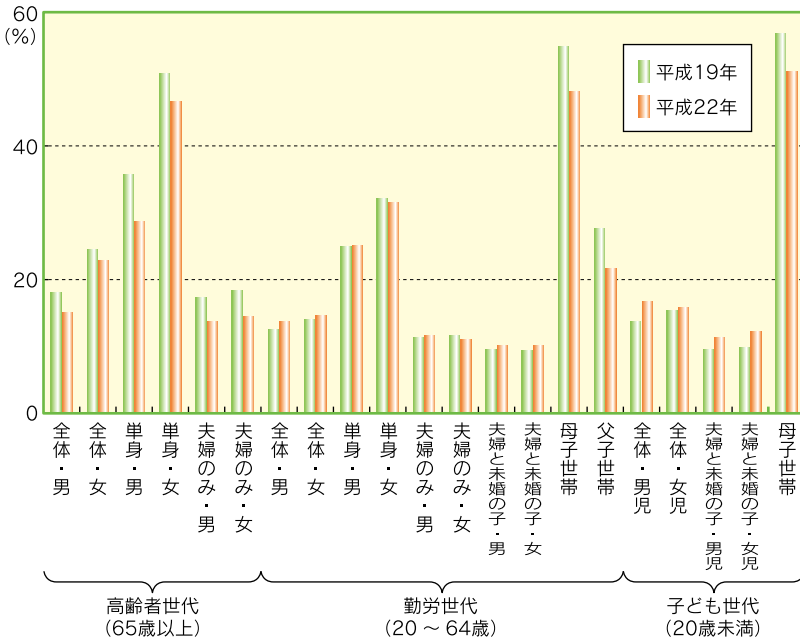
女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすく、特に、ひとり親家庭や障害者、高齢者、外国人の女性は、複合的な困難に直面します。また、若年層には貧困の問題が拡大しており、地域から孤立している男性の高齢単身者や介護者が増えています。

このような状況の背景には、性別による固定的役割分担意識や偏見と社会制度の不備があることから、雇用環境の改善や経済的支援、地域コミュニティの人権意識の醸成に取り組みます。

また、災害時に性別による役割分担が強化されることにより、男女で異なるニーズや状況が配慮されないと、被災者の心身の回復と生活の再建は一層困難になり、まちの復興を遅らせることにもなります。

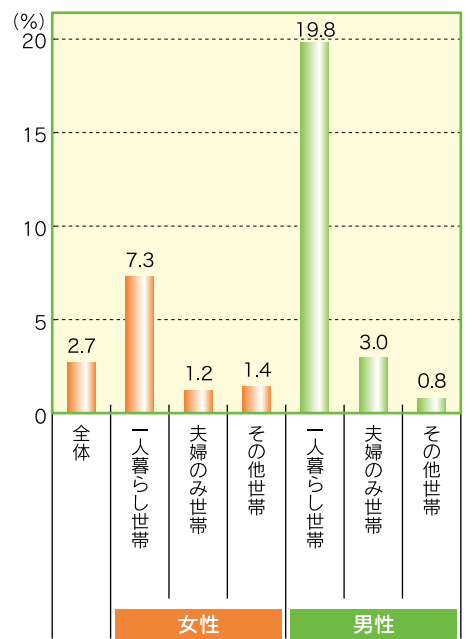
このため、防災分野への女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立に取り組みます。

●世代・世帯類型別相対的貧困率



※相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。対象年は平成21年

●困ったときに頼れる人がいない人の割合(60歳以上)



資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

施策の方向と主な内容

- 1. ひとり親家庭等への支援**  
○ひとり親家庭に対して、経済的支援のほか、就業や子育て、生活の総合的支援を行います。
- 2. 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援**  
○就学や就業等で困難を抱える若者に対して、社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談対応及び自立支援を行います。
- 3. 高齢者が安心して暮らせる環境の整備**
- 4. 障害者が安心して暮らせる環境の整備**  
○男女のニーズや状況に配慮した、高齢者や障害者の医療・福祉サービスの提供や生活環境の整備を行います。
- 5. 外国人が安心して暮らせる環境の整備**  
○男女のニーズや状況に配慮した外国人に対する生活支援を行い、孤立化を防止するための情報提供や相談体制の充実を図ります。
- 6. その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援**  
○性別に起因する人権問題の解決に向けた教育・啓発と人権を侵害されている人の救済に取り組みます。
- 7. 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備**  
○子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶と被害者である子どもの適切な保護に取り組みます。  
○生活上の困難が次世代に継承されないよう、社会全体で子どもを支える取組を進めます。
- 8. 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進**  
○防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場に女性の参画を拡大します。  
○男女のニーズや状況を踏まえた防災・災害対応や防災教育、防災情報提供の促進に取り組みます。

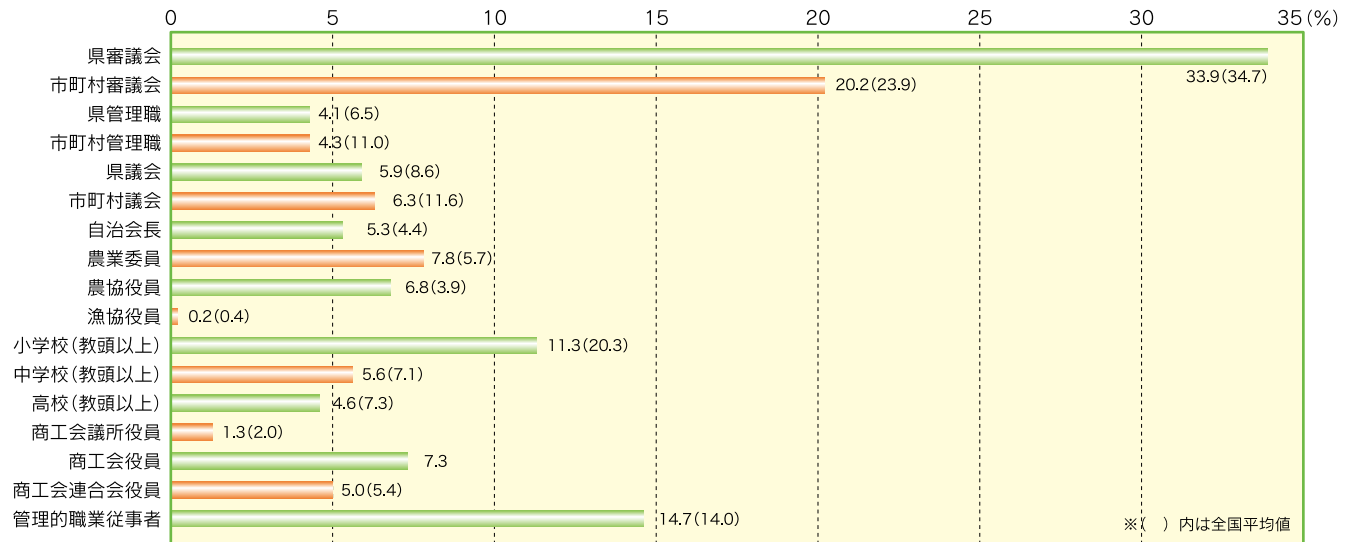
# 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に男女双方の意思が公正に反映され、多様な立場の人が多様な意見を持って参画することが重要です。

しかし、女性は人口の半分、労働人口の4割以上を占め、様々な分野の活動を担っているものの、政策・方針決定過程への参画は低調です。

このため、政治や行政、経済等の分野において、女性の参画拡大を促進します。

## ●各分野における女性の参画状況



資料：「平成 24 年度かごしま男女共同参画の状況」  
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 24 年度）」  
「女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成 24 年 12 月）」  
総務省「平成 22 年国勢調査」

施策の方向と主な内容

- 1. 行政分野における女性の参画の拡大**  
○県の審議会委員や管理職等への女性の登用を推進します。
- 2. 教育分野における女性の参画の拡大**  
○公立学校の管理職等への女性の登用を推進します。
- 3. 雇用分野における女性の参画の拡大**  
○企業の管理職や役員への女性の登用促進を図ります。
- 4. 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大**  
○農業委員や農業協同組合等農林水産業団体及び商工団体の役員等に女性の登用を働きかけます。
- 5. その他の分野における女性の参画の拡大**  
○経済団体や職能団体、PTA、自治会等各種団体・組織の役員等に女性の登用を働きかけます。
- 6. 女性の人材育成及び人材情報の整備**  
○様々な分野において、女性の力量形成の促進や女性のリーダーの養成に取り組みます。

数値目標項目	現状	目標値
県の審議会等委員への女性の登用率	33.9%(H23)	40%(H29)
管理職任用標準試験の全受験者に占める女性の教職員の割合	18.3%(H23)	30%(H29)
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	34.8%(H22)	40%超(H29)
女性農業経営士の認定者数	341人(H23)	400人(H29)

\* **ポジティブ・アクション**: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること